

1. 件名：福島第一原子力発電所における実施計画の変更認可申請(放射性物質分析・研究施設第2棟の設置)に係る面談
2. 日時：令和5年3月16日(木)10時00分～12時10分
3. 場所：原子力規制庁 6階会議室
4. 出席者
原子力規制庁
原子力規制部 東京電力福島第一原子力発電所事故対策室
佐藤室長補佐、松田室長補佐、新井安全審査官
高木技術参与(テレビ会議システムによる出席)
東京電力ホールディングス株式会社 福島第一廃炉推進カンパニー
プロジェクトマネジメント室 担当2名(テレビ会議システムによる出席)
福島第一原子力発電所 担当4名(テレビ会議システムによる出席)
国立研究開発法人 日本原子力研究開発機構
担当5名(テレビ会議システムによる出席)

5. 要旨

- 東京電力ホールディングス株式会社(以下「東京電力」という。)から、実施計画の変更認可申請(放射性物質分析・研究施設第2棟(以下「第2棟」という)の設置)について、資料に基づき、主に以下の説明があった。
 - 『特定原子力施設の指定に際し東京電力株式会社福島第一原子力発電所に対して求める措置を講ずべき事項』 該当項目の整理表
 - 第2棟の臨界防止に係る使用許可基準規則の適合性
 - 2.15 その他措置を講ずべき事項 2.15.1 燃料デブリ等のフロー
 - 2.15 その他措置を講ずべき事項 2.15.2 臨界防止
 - コメントリスト(デブリ等フロー)
 - コメントリスト(臨界管理)
 - 研究2棟に関する確認事項
 - 放射性物質分析・研究施設第2棟における線量評価に用いた文献の適用性について
- 原子力規制庁は説明を受けた内容について、主に以下のコメント等を伝えた。(講ずべき事項に対する該当項目の整理)
 - . 全体工程及びリスク評価について講ずべき事項については、デブリ取出しに係る第2棟のように特定原子力施設全体のリスク低減対策に資する施設等であれば該当項目となるので改めて整理して説明すること。なお、この考え方は第2棟に限ったものではなく、今後の申請等に当たっても同様に整理するよう留意すること。
 - 第2棟で取り扱う燃料デブリ等の臨界防止等については、. 15 その他措置を講ずべき事項ではなく、令和4年12月14日の面談でも伝えたとおり、. 燃料デブリの取出し・廃炉のために措置を講ずべき事項の燃料デブリ等に係る規定を踏まえて整理すること。

(使用許可基準規則の臨界防止に係る基準内容への適合性)

- 使用施設等の位置、構造及び設備に関する規則(以下「使用許可基準規則」という。)で求めている臨界防止の基準内容への適合性については、まず同規則条文に規定する内容に対して第2棟全体の適合方針を記載すること。その上で、同規則の解釈に規定する内容に対する適合方針を整理すること。

(その他)

- 特定原子力施設の実施計画の審査等に係る技術会合第7回会合(令和5年3月6日開催)及び本日のコメント等に対する回答、令和5年1月24日面談において提出のあった補足説明資料等についても、別途面談日程を調整の上説明すること。

- 東京電力から、上記コメントについて了解した旨回答があった。

6. その他

資料:

- 『特定原子力施設の指定に際し東京電力株式会社福島第一原子力発電所に対して求める措置を講ずべき事項』 該当項目の整理表
- 第2棟の臨界防止に係る使用許可基準規則の適合性
- 2.15 その他措置を講ずべき事項 2.15.1 燃料デブリ等のフロー
- 2.15 その他措置を講ずべき事項 2.15.2 臨界防止
- コメントリスト(デブリ等フロー)
- コメントリスト(臨界管理)
- 研究2棟に関する確認事項
- 放射性物質分析・研究施設第2棟における線量評価に用いた文献の適用性について

参考

- 福島第一原子力発電所における実施計画の変更認可申請(放射性物質分析・研究施設第2棟の設置)に係る面談
(議事要旨) <https://www2.nra.go.jp/data/000414765.pdf>
- 福島第一原子力発電所における実施計画の変更認可申請(放射性物質分析・研究施設第2棟の設置)に係る面談
(議事要旨) <https://www2.nra.go.jp/data/000419234.pdf>
(資料) <https://www2.nra.go.jp/data/000419235.pdf>